

畜産経営の安定に関する法律施行令 の一部を改正する政令案の概要

I 趣旨

特定乳製品の製造実態に即した加工原料乳の数量の認定を実施するため、畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 387 号。以下「畜安法施行令」という。）について、加工原料乳の数量の算出に係る規定の整備を行う。

II 概要

次のとおり畜安法施行令の一部を改正する。

- 1 畜安法施行令第 5 条第 2 項を改正し、中間生産物の状態で他の乳業工場に搬出し、特定乳製品の製造委託を行った場合においても加工原料乳として算出することを可能とする。
- 2 同一乳業者の 2 以上の乳業工場に係る加工原料乳の数量算出方法等の特例を定めた畜安法施行令第 6 条を削除する。

III 施行日

令和 4 年 4 月 1 日（予定）